

社会福祉法人みどりが丘保育園 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりが丘保育園（以下「法人」という。）定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員及び委員会委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

- 2 役員及び委員会委員の報酬は日額とし、理事会、委員会等、法人業務への出席の都度、別表1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。
- 3 第1項及び第2項に定める業務が同日に行われる場合、複数の業務に従事した役員には、いずれか一の業務に対する報酬及び第5条の費用弁償費を支給するものとし、重複して支給しない。

(報酬等の支給方法等)

第4条 報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員等が、第3条第1項及び第2項によるその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人みどりが丘保育園旅費規程に準じてその費用を支給することができる。

(兼務役員等)

第6条 施設の職員を兼務する役員及び委員会委員は、この規程を適用しない。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年7月30日から施行し、平成31年4月1日より適用する。
なお、従前の「社会福祉法人みどりが丘保育園役員費用弁償規程」は廃止する。

別表1

	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
評議員	4,000円	20,000円
理事・監事	4,000円	28,000円
委員会委員	4,000円	20,000円